瀬戸市告示第39号

令和4年瀬戸市告示第75号(地方自治法第231条の2の3第1項の 規定により指定納付受託者を指定した件)の一部を次のように改正し、令 和6年4月1日から施行する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
2 指定納付受託者に納付させる歳入等		2 指定納付受託者に納付させる歳入等	
歳入の種類	指定した日	歳入の種類	指定した日
<省略>		<省略>	
瀬戸市公有財産事務取扱	<省略>	瀬戸市公有財産事務取扱	<省略>
規則(昭和42年瀬戸市		規則(昭和42年瀬戸市	
規則第21号)第22条		規則第21号)第22条	
の規定による普通財産の		の規定による普通財産の	
貸付料及び貸付金の元利		貸付料及び貸付金の元利	
償還金		償還金	
<u>園児給食代</u>	令和6年4月1日		
にじの丘小中学校通学バ	<省略>	にじの丘小中学校通学バ	<省略>
ス運行協力金		ス運行協力金	
学校給食費	令和6年4月1日		
<省略>		<省略>	